

まち

豊かな自然と暮らしを育む西海の都市 SASEBOをめざして

佐世保市緑の基本計画

概要版



弓張岳中腹からの眺望

平成14年6月
佐世保市

緑の基本計画とは

- 緑の基本計画は、法律に基づいて佐世保市が定める、都市の緑に関する総合計画です。
- この計画は、佐世保市が自然との共生の中で持続的に発展し、市民が安全で快適な生活と活発な交流を楽しめるよう、緑の計画目標・方針とその実現に向けた施策を示すものです。
- この計画では、公園・道路などの公共の緑だけでなく、森林・農地・住宅地などの民有地の緑も対象になっています。
- この計画に示す緑豊かな都市の実現には、市民・企業・行政がパートナーとして連携し、協働して取り組んでいくことが必要です。
- この計画は、20年後の平成33年を目標年次とする長期計画です。

佐世保市の緑の現状

- 佐世保市では、市街化区域の約28%、都市計画区域の約80%が公園・森林・農地・水面などの緑の土地となっています。
- 山地丘陵地や臨海部の森林・農地とこれをつなぐ河川によって、全市的な自然生態系の骨格が形成されています。
- 都市公園等の市民1人当たりの整備量は、16.6㎡となっています。

緑の現況図



自然生態系の骨格を構成する緑



緑の現況面積と区域に占める緑の割合

区分	緑の現況面積	緑の割合
市街化区域	約 1,200ha	28%
市街化調整区域	約 17,900	91
都市計画区域	約 19,100	80

注) 市街化区域は既に市街地を形成している区域及び今後優先的に開発・整備を図る区域を、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域を、また、都市計画区域は一体の都市として総合的に整備・開発・保全を図る必要がある区域をいいます。

計画の目標と緑の将来都市像

市民・企業・行政が協働で、次のような緑の都市像の実現に取り組んでいきます。

緑の将来都市像



計画の目標

緑の将来都市像の実現に向けて、次のような計画の目標を設定します。

● 緑地の確保目標	現況 (平成 13 年)	目標 (平成 33 年)
市街化区域面積に対する割合	5%	→ 15%
都市計画区域面積に対する割合	25%	→ 40%

注) 緑地面積とは、風致地区や保安林など法制度等を適用して緑を保全・創出する土地をいいます。

● 施設緑地の整備目標	現況 (平成 13 年)	目標 (平成 33 年)
都市公園等の市民 1 人当たり整備量	16.6㎡	→ 20.0㎡ 以上

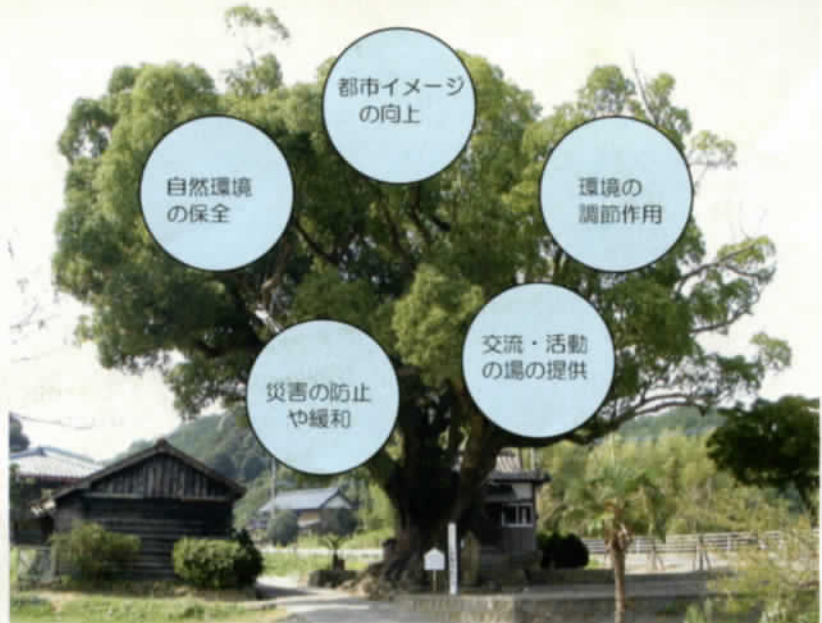
注) 施設緑地とは、公園や広場など市民が利用する公共的な緑の土地をいいます。

● 緑化の目標 公共施設敷地の 2 割緑化、市民 1 人当たり 2 本の植樹。

● 緑の質の向上 緑の存在感が認識されるような緑の質の向上。

緑の役割

都市の緑は、野生生物の生息生育場所を提供し、大気の浄化や酸素の供給を行うなど、都市環境や市民に対して右図のような効用を果たします。



子安観音の大クス（有福町）

緑化重点地区計画

緑化重点地区の位置及び区域



緑化重点地区は、緑の保全及び緑化に係る施策を重点的に実施し、緑の基本計画が目指す将来都市像のモデルとなる環境を実現する地区として設定するものです。

佐世保市緑の基本計画では、左図に示す市街化区域内の7地区を緑化重点地区に設定しています。

緑の基本計画に関するお問い合わせ先

佐世保市都市整備部公園街路課
〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10
TEL0956-24-1111（代表）
FAX0956-25-9678

計画の基本方針と実現のための施策の体系

計画のテーマ

計画の基本方針

施策の基本的考え方

施策の柱と主要施策（■は重点施策）

豊かな自然と暮らしを育む西海の都市
SASEBO
をめざして

豊かな自然環境と共生する緑のまちづくり

佐世保市の自然環境の基盤をなす山地・丘陵地や海岸線、河川等の豊かな自然を保全し、次代に継承します。

自然・歴史文化の景観を活かした緑のまちづくり

海・山のパノラマ景観、歴史・文化と融合した緑の保全や、市街地整備に合わせた緑の景観資源づくりを推進します。

うるおいのある生活空間の広がる緑のまちづくり

市街地における樹林地の保全、公共施設や民有地の緑化の推進により、生活空間の身近な緑を豊かにします。

市民の健康福祉と活発な交流を育む 緑のまちづくり

市民の健康増進や福祉の向上、多彩な交流・活動の広がり、観光の発展につながる緑の整備・充実を図ります。

安全・安心な緑のまちづくり

全国有数の土砂災害危険地帯である斜面都市佐世保の、安全性の向上につながる緑の保全・創出を図ります。

市民参加による緑のまちづくり

市民・企業・行政が協働で緑のまちづくりを推進するための仕組みを整えます。

① 緑の保全・創出に係る法制度を積極的に活用します。

② 緑の条例をつくり、きめ細かな施策を推進します。

③ 市民参加型の緑化施策を積極的に推進します。

④ 緑化施策の推進に向けた、財政基盤の強化を図ります。

⑤ 関連分野の施策・事業との連携を強めます。

⑥ 市民参加で取り組む施策などを当面の重点施策として設定し、推進します。

● 自然景観やふるさと景観の基盤となる海・山の緑をまもる

・保安林制度の活用、自然公園制度の活用

■風致地区制度の活用

■自然環境保全制度の創設・適用

・市民参加による野生生物の保護活動の展開

など

● 農村集落地の緑と環境をまもる

・農振農用地制度の活用、農業基盤整備への取り組み

・農村地域の環境整備への取り組み

など

● 都市の魅力と生活の快適性を高めるまちの緑をつくる

・緑地保全地区制度の活用、樹林地保全制度の創設・適用

・緑地協定や地区計画制度の活用、接道部の生垣化への支援

■中心市街地における公園・広場等の整備

・うるおいのある河川環境づくり、道路緑化事業の推進

など

● 市民の健康福祉や活動・交流を育む緑をつくる

■住区基幹公園のバリアフリー化の推進とリフレッシュ

・活動・交流拠点となる都市公園、自然公園の整備

など

● 都市の安全性を高める緑をつくる

・保安林制度の活用

・わがまちの斜面整備構想に基づく斜面地の保全・整備

など

● 市民・企業・行政の協働による緑のまちづくりの仕組みを整える

■緑の基本条例の制定、緑化基金の創設

■市民参加の公園づくりや愛護活動の推進

■シンボルツリー100の選定

■100年の森構想に基づく市民参加の森づくりの推進

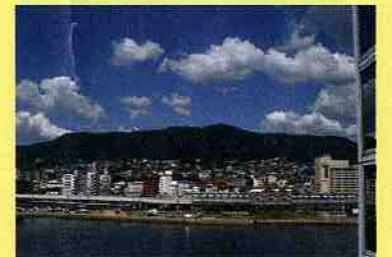
■緑のリサイクルの推進

■学校での環境教育の取り組み

など



西海国立公園「九十九島」のパノラマ



ポートルネッサンス地区からの景観



松浦公園で春と秋に行われる花市



緑地協定により緑化された美崎が丘団地